

# 旅行業務取扱料金表

## 国内旅行

(この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面の一部となります。)

このたびはジー・プラン株式会社(以下、当社)をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社では、お客様との旅行の契約について下記の取扱料金を申し受けます。

なお、この旅行業務取扱料金は、国土交通省令で定められた基準に従って定めたものです。

### 手配旅行に係る取扱料金

区分	内容	料金
手配料金	宿泊機関・運送機関・観光機関等との手配が複合した場合	ご旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき550円、観光券等1件1手配につき550円の合算額を下限とします。
	宿泊機関のみの場合	宿泊機関等1件1手配につき費用の20%以内 (下限550円)
	運送機関のみの場合	運送機関等1件1手配につき費用の20%以内 (下限1,100円) ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。
	観光機関のみの場合	観光機関等1件1手配につき費用の20%以内 (下限1,100円) ※費用が5,500円未満の場合は、取扱料金1,100円申し受けます。
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)		添乗員1人1日につき33,000円
変更手続料金	宿泊機関・運送機関・観光機関等との手配が複合した場合	当該変更された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の20%以内。宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき550円、観光券等1件1手配につき550円、の合算額を下限とします。
	宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。)	
	運送機関の予約・手配の変更	
	観光機関の予約・手配の変更	
取消手続	宿泊機関・運送機関・観光機関等との手配が複合した場合	当該取消された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の20%以内。宿泊機関等1件1手配につき550円、運送機関等1件1手配につき550円、観光券等1件1手配につき550円、の合算額を下限とします。
	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。)	
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。)	
	観光機関の手配の取消し	
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき 550円

(注)

- 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
- 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
- 4 添乗員の交通費、宿泊費等は別途申し受けます。
- 5 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 6 上記料金には消費税が含まれています。